

委託番号	7427
契約形態	業務委託

## 仕 様 書

- 1 件 名 耳鼻科検診器具滅菌等業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所 市内小中学校8校（別紙一覧表のとおり）
- 4 積算方法  
検診器具滅菌数及び使用数をもとに、1本当たりの料金単価をそれぞれ見積もること。
- 5 支払方法  
契約単価に滅菌及び使用した本数を乗じた金額に消費税を加えて、業務の完了確認後、一括して支払うものとする。
- 6 検診器具の滅菌及び使用数

種類	滅菌（使用器具含む）	滅菌のみ
鼻鏡	1, 234本（予定）	1, 400本（予定）
	内訳 大 100本	内訳 大 400本
	中 634本	中 500本
	小 500本	小 500本
耳鏡	680本（予定）	1, 600本（予定）
	内訳 大 200本	内訳 大 400本
	中 280本	中 800本
	小 200本	小 400本

- 7 滅菌内容  
回収した器具の安全性及び不具合等の点検を行い、良好な器具について薬液消毒・洗浄後、衛生面の安全を確保するよう次の滅菌処理等を行うこと。
  - (1) 滅菌方法 高压蒸気滅菌またはEOGガス滅菌方法とする。
  - (2) 滅菌条件（草加市が指定する次のいずれかの方法）
    - ①高压蒸気滅菌・・・・・・滅菌温度 132℃  
滅菌時間 18分間以上
    - ②EOG滅菌・・・・・・滅菌温度 55℃  
滅菌時間 240分間以上
  - (3) 包装仕様
    - ①検診器具は、品目別に滅菌バックに包装すること。
    - ②滅菌済のマーク及び有効期限を表示すること。
- 8 実施方法
  - (1) 受注者が各小中学校を訪問のうえ、直接器具を回収し、点検・滅菌後、直接学校（保健室）へ検診日の2日前までに器具を送付し、受領書に学校担当者の受領印を徴すること。また、使用後の器具及び滅菌バックを回収すること。
  - (2) 回収・送付日程等については、市教育委員会と事前に調整を行うこと。
  - (3) 器具が不足する場合は、必要数を賃貸借すること。

(4) 器具の不良、破損等があった場合は、市教育委員会へ報告すること。

9 費用負担

滅菌等に必要な機器等は、受注者において負担すること。また、器具の回収・送付に係る費用についても、受注者において負担すること。

10 滅菌・賃貸借数等の報告

終了後速やかに各学校の実績数及び請求書を市教育委員会あてに1部作成し、送付すること。

11 その他

(1) 仕様書に関し疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

12 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問合せ先（同等品以上の代替物の協議に関すること）

草加市教育委員会 教育総務部学務課保健給食係 藤倉

電話048（922）2685（直通）

別紙

令和6年度耳鼻科検診実施校

	学校名	住 所	電 話
1	草加小学校	草加市住吉1-11-64	927-3568
2	新田小学校	草加市旭町6-12-11	941-3087
3	谷塚小学校	草加市谷塚仲町440番地	925-2422
4	西町小学校	草加市西町270番地	924-7245
5	草加中学校	草加市氷川町2179番地4	925-5201
6	栄中学校	草加市松原3-7-1	941-2587
7	花栗中学校	草加市花栗4-15-12	941-5833
8	新田中学校	草加市長栄1-767	942-9872